

# 学校法人日本医科大学役員及び評議員報酬規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人日本医科大学寄附行為(以下「寄附行為」という。)第58条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、学校法人日本医科大学(以下「本法人」という)の役員及び評議員に適用する。

## 第2章 役員の報酬

### (役員の区分)

第3条 この規程における役員の区分は、理事長、業務執行理事、理事、常勤監事及び監事とする。

2 理事は、報酬の支給時点において職員でない理事を理事(学外)、職員である理事を理事(学内)に区分する。

### (役員報酬)

第4条 役員報酬は年額とする。

2 前項の金額は、別表に定める。

### (役員報酬の決定及び改定)

第5条 役員報酬は、社会通念に基づき相当な額とし、役員の区分に応じ、別表に定める金額の範囲内で、理事会の承認を経て、理事長が決定する。役員は役員報酬年額を改定する場合についても同様とする。

### (役員報酬の支給方法)

第6条 役員報酬は、前条により決定した年額を12で除した額(以下「報酬月額」という。)を毎月23日に支給する。23日が休日の場合は、直前の金融機関営業日に支給する。

2 役員報酬は、役員に就任した日の属する月より支給を開始し、退任した日の属する月まで支給する。

3 第1項の報酬月額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満の場合は切り捨てた額を、50銭以上の場合は切り上げた額を報酬月額として支払う。

4 役員報酬の支給に当たっては、所得税等法定の控除を行う。

(役員報酬の減額及び一時停止)

第7条 役員が3カ月に亘り役員の職務を行うことができない状況になった場合は、3カ月を経過した月以降職務に復帰する月の前月までの期間において、報酬月額を減額又は一時停止することがある。

2 前項により報酬月額を減額又は一時停止する場合、その期間及び減額率は、理事会の承認を経て、理事長が決定する。

(職員である理事の役員報酬の支給に関する控除措置)

第8条 職員である理事(理事長及び業務執行理事に限る。)に対しては、第5条により決定し、第6条第1項及び同条第3項により算出された報酬月額から、当該理事に支給される職員給与の月額(諸手当を除く。)を控除した金額を、役員報酬の月額として支給するものとする。

### 第3章 評議員の報酬

(評議員報酬)

第9条 評議員に対する報酬は、次の各号の評議員の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。なお、第2号及び第3号の評議員には、評議員会への出席(寄附行為第46条第5項に定める書面又は電磁的方法による意思表示の場合を除く。)の都度、各号に定める金額を報酬として支給する。

- (1) 寄附行為第32条第1項第1号に定める評議員 無報酬
- (2) 寄附行為第32条第1項第2号及び第3号に定める評議員 出席1回につき10,000円
- (3) 寄附行為第32条第1項第4号及び第5号に定める評議員 出席1回につき30,000円

(評議員報酬の支給方法)

第10条 評議員報酬は、評議員会終了後速やかに支給する。

2 評議員報酬の支給に当たっては、所得税の控除を行う。

### 第4章 その他

(確認事項)

第11条 本法人が役員及び評議員に対して支給する職務遂行の対価は、この規程に定める報酬のみとし、私立学校法第100条第1項括弧書に挙げられた賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当は、いずれも支給しない。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、秘書室が行う。

(公表)

第 13 条 本法人は、この規程を私立学校法 151 条第 2 号に基づきホームページに掲載して公表する。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事長を経て理事会の議決を必要とする。

付 則

- 1 この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日より一部改定(別表)施行する。
- 3 この規程は、昭和 62 年 6 月 1 日より一部改定(別表)施行する。
- 4 この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日より一部改定施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日より一部改定(別表)施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項に定める常勤監事については、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 27 日から施行する。ただし、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時まで、第 9 条各号において規定する寄附行為第 32 条第 1 項各号に定める評議員は、令和 2 年 4 月 1 日施行の寄附行為（この附則において「変更前寄附行為」という。）第 23 条第 1 項各号に定める評議員に、次の各号に定めるとおりそれぞれ読み替える。

- (1) 第 9 条第 1 号において規定する「寄附行為第 32 条第 1 項第 1 号に定める評議員」は、「変更前寄附行為第 23 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に定める評議員」に読み替える。
- (2) 第 9 条第 2 号において規定する「寄附行為第 32 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に定める評議員」は「変更前寄附行為第 23 条第 1 項第 4 号に定める評議員」に読み替える。
- (3) 第 9 条第 3 号において規定する「寄附行為第 32 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に定める評議員」は「変更前寄附行為第 23 条第 1 項第 5 号に定める評議員」に読み替える。

## 別表

| 役職名    | 年 額                           |
|--------|-------------------------------|
| 理事長    | 20,400,000 円以上 30,000,000 円以内 |
| 業務執行理事 | 18,000,000 円以上 24,000,000 円以内 |
| 理事（学外） | 2,400,000 円以上 6,000,000 円以内   |
| 理事（学内） | 1,800,000 円以上 4,800,000 円以内   |
| 常勤監事   | 5,000,000 円以上 17,000,000 円以内  |
| 監事     | 3,000,000 円以上 6,000,000 円以内   |